

基本目標VI 文化財保護の推進

施策 1	文化財保護の調査と研究
施策 1 の主な所管課：文化財保護課	
施策 2	文化財の保存と管理
施策 2 の主な所管課：文化財保護課	
施策 3	文化財の啓発と活用
施策 3 の主な所管課：文化財保護課	
施策 4	郷土芸能の継承と支援
施策 4 の主な所管課：文化財保護課	

基本目標VI 文化財保護の推進

施策1 文化財保護の調査と研究

—現状と課題—

北本市内には様々な文化財が所在しています。国指定天然記念物の「石戸蒲ザクラ」^{*}はその代表的な存在ですが、このほかにも指定文化財としては埼玉県指定が2件、市指定が49件、埼玉県選定重要遺跡が2件あります。さらに埋蔵文化財包蔵地は約100ヶ所を数え、開発行為に伴い事前に行う試掘、発掘調査は年間30件を超えます。また、人々の暮らしを伝える民俗文化財や地域の環境を物語る天然記念物も多く残されています。

ただし、未調査の文化財も市内には多く、これらの調査研究を進めていくことによって、新たな成果を得ることも重要です。こうした調査活動から指定文化財を増やし、地域の歴史や文化をより身近な存在とすることが必要です。

■施策の方向性

- 市内に所在する各種文化財について、所在や種別、員数などの把握に努めます。
- 文化財調査により得られた成果については文化財報告書としてまとめ、広く市民に公開します。
- 調査により重要と認められた文化財は、積極的に指定や登録を行っていきます。

■主な取組

- 文化財の調査・研究
 - ・デーノタメ遺跡、石戸城跡など貴重な埋蔵文化財包蔵地については、積極的な内容確認調査を行い、史跡指定に向けて取り組みます。また、学識経験者や専門機関と連携し、遺跡の重要性について情報発信をします。
- 埋蔵文化財の調査
 - ・開発行為等で失われる埋蔵文化財については、発掘調査を行い、調査報告書を刊行します。
- 指定文化財にかかる調査研究
 - ・指定文化財の候補となるリストを作成し、記載された文化財についての重要性や希少性を評価し、指定に向けて取り組みます。

【参考】指定史跡とは

文化財保護法第109条の規定により、国にとって重要と判断された記念物をいう。史跡は通常「国指定史跡」を意味し、指定の段階により「県指定史跡」、「市指定史跡」がある。

基本目標VI 文化財保護の推進

施策2 文化財の保存と管理

—現状と課題—

市内の発掘調査で出土した土器や石器などの遺物や、寄附等によって収集した民具・古文書、移管を受けた歴史的公文書などの文化財は、北本中学校B棟の郷土資料室や栄小旧学童保育室等に保管し、併せて整理作業を行っています。しかし、収蔵しなければならない文化財は、新たな埋蔵文化財の発掘調査や民具等の寄贈により増え続ける一方であり、収集・保管業務に関して支障が生じています。今後は、（仮称）埋蔵文化財センターの整備を目指し、新たな保管・整理作業の場所を確保することが必要です。

また、近年では指定文化財の相続等にかかる所有権の移動が課題になりつつあります。

■施策の方向性

- 出土遺物、民俗資料、古文書、古写真、古地図等の所蔵資料について、適切な保存管理に努めます。
- 文化財の寄贈が発生した場合は調査を行い、保存に努めます。
- 指定文化財の現況調査を行います。
- （仮称）埋蔵文化財センターの改修工事、整備を目指します。

■主な取組

- 郷土資料室所蔵の史(資)料のリスト化と台帳化
 - ・市民の求めに応じたレファレンスサービスに対応できる管理を行います。
- 文化財資料の寄贈、寄託の対応
 - ・積極的な対応に努め、資料の散逸を防ぎます。
- 指定文化財の現況調査の実施
 - ・保存状態、管理状況などを把握し、必要に応じて所有者への助言、修繕への補助などを行います。
- 指定文化財の所有者の変更対応
 - ・情報収集に努め、文化財の市外流失や消失を防ぎます。
- 民俗文化財の集中的な収蔵
 - ・市内に分散して収蔵している民俗文化財を1ヶ所にまとめて管理します。
- （仮称）埋蔵文化財センターの整備及び埋蔵文化財展示室の設置
 - ・文化財保存施設としての整備と、出土した埋蔵文化財の展示を目指します。

基本目標VI 文化財保護の推進

施策3 文化財の啓発と活用

—現状と課題—

市内に残された様々な文化財を適切に保存し、未来へと伝えていくためには、市民を始めとする地域の関係者の理解が不可欠であり、そのためには文化財保護の啓発は大切です。また、地域の文化財は保護・保存することにとどまらず、活用することに大きな意義があります。近年、文化財に関する年間の講座数は40件を超え、市民の关心やニーズは、ますます高まってきています。これまででは、こうした講座のほか、埋蔵文化財の展示や市広報等の情報発信をしてきましたが、今後はより積極的に、また継続的に啓発事業を展開していくことが課題です。

■施策の方向性

- 市内の貴重な文化財を周知し、啓発するため情報の発信・提供に努めます。
- 文化財を展示・公開する施設を整備し、歴史や文化遺産を活用した学習の拠点づくりを進めます。
- 文化財の様々な学習・啓発活動をとおして、歴史文化の継承と文化財の保護意識を醸成するとともに、子供たちの郷土を大切にする心をはぐくみます。

■主な取組

- インターネット等による文化財の情報発信
 - ・文化財の情報や最新の調査成果について情報を発信します。
 - ・市広報等を通じ、市内の文化財の魅力や重要性について周知に努めます。
 - ・市内の各種文化財の案内板等の整備に努めます。
- 文化財の展示・公開・活用
 - ・国指定天然記念物「石戸蒲ザクラ」^{*}及び「板石塔婆」^{*}の積極的な公開に努めます。
 - ・（仮称）北本市埋蔵文化財センターの埋蔵文化財展示室を活用し、地域学習の拠点づくりを図ります。
 - ・重要遺跡を始め、発掘調査の成果等の現地説明会を開催します。
- 文化財の学習・啓発活動
 - ・市内小・中学校への出張事業やフィールド学習の充実に努めます。
 - ・公民館等で開催の地域学習や「市役所出前事業」の支援・協力に努めます。
 - ・市内の重要遺跡等をテーマにしたシンポジウム等を開催します。
 - ・地域史料を活用した「歴史講座」「古文書読解の会」等の開催に努めます。

基本目標VI 文化財保護の推進

施策4 郷土芸能の継承と支援

—現状と課題—

市内には、各地域で大切に伝えられてきた郷土芸能が数多く残されています。お囃子や獅子舞といった郷土芸能は、民俗文化財として貴重であるばかりでなく、地域コミュニティの形成にも大きな役割を担うものです。市内には市無形民俗文化財の「石戸宿のささら獅子舞」の保存会をはじめとする12の芸能団体等があり、これらは地域の祭礼や北本まつり、郷土芸能大会等において披露されています。また、このうち10団体は「郷土芸能保存団体連合会」を組織し、芸能活動の活性化と後継者の育成に尽力しています。しかしながら、少子高齢化に伴う後継者不足により、こうした芸能の継承が危ぶまれており、引き続き、行政と地域、保存団体等が一体となって、保存に向けた取組に努めていく必要があります。

■施策の方向性

- 郷土芸能団体の活動と後継者の育成を支援します。
- 郷土芸能の保存と記録に努め、その重要性と魅力について情報発信します。
- 郷土芸能保存団体連合会の活動を支援します。

■主な取組

- 郷土芸能団体の支援と後継者育成
 - ・国、県、財團等の補助について情報を集め、団体の支援につなげるよう努めます。
 - ・後継者育成にあたり、団体との連携に努めます。
 - ・市内の小・中学校と郷土芸能団体との連携に努めます。
- 郷土芸能の記録と情報の発信
 - ・貴重な郷土芸能の活動を映像や写真で記録します。
 - ・市内で活動する郷土芸能の魅力をホームページ等で発信します。
 - ・市内の郷土芸能を解説したリーフレットの作成に努めます。
- 郷土芸能保存団体連合会の支援
 - ・継続的に郷土芸能大会を開催し、これを共催します。
 - ・市外で活動する郷土芸能団体との交流について支援します。

北本市の歴史を彩る文化財



天神社ささら獅子舞



デーノタメ遺跡
出土クルミ形土製品



石戸蒲ザクラ



東間の富士塚



デーノタメ遺跡の調査風景